

# 年金広報

2014 .1. 15

January

Issue  
Vol. 10

(通巻 655 号)

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-10-2  
TEL. 03-3501-4761 FAX. 03-3502-0086  
<http://kurassist.jp>  
E-mail : [info@kurassist.jp](mailto:info@kurassist.jp)

## [contents]

### 2 特別寄稿

#### 年金問題を考える

神奈川県立保健福祉大学  
名誉教授 山崎 泰彦

### 5

#### 公的年金制度の入者は6,700万人 (平成24年度)

平成25年12月16日に厚生労働省は「平成24年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」のなかで公的年金制度全体の加入者は6,736万人(平成24年度末時点)であることを公表した。

### 6

#### 年金事業の運営の見直し等を審議 —第18回社会保障審議会年金部会

厚生労働省は、平成25年12月18日に「第18回社会保障審議会年金部会」を開催し、年金事業の運営の見直しや次期財政検証の進め方などについて審議した。

### 7

#### 年金記録問題に関する報告書(案) が取りまとめられる

平成25年12月20日、厚生労働省で「第9回年金記録問題に関する特別委員会」が開催され、年金記録問題に関する特別委員会報告書(案)が取りまとめられた。

## ❖ 新春のご挨拶 ❖



日本年金機構理事長  
水島 藤一郎

平成26年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

年の初めに当たり、日頃からの国民年金事業をはじめ当機構の円滑な事業運営にご協力いただき感謝申し上げます。

私ども日本年金機構は、この1月で発足から4年が経過しました。これまでの間、公的年金制度の事業運営に対する国民の皆様からの信頼を得るために業務の質の向上、業務運営の効率化や公正性・透明性の確保、そして年金記録問題への対応を最優先課題として全力をあげて取り組んで参りました。引き続き、適用・収納、給付・相談等の基幹業務についてもう一段注力し、お客様の信頼を得られるよう適正な事業運営に努めてまいります。

特に、国民年金事業の円滑な推進のためには、全国の市区町村の皆様並びに関係者の方々と私ども日本年金機構との協力・連携が大変重要であります。

昨年公表しました、平成24年度の国民年金保険料の現年度収納率は、全国ベースで59%と前年度に比べプラス0.3ポイントとなり、長年にわたる納付率の低下傾向に一定の歯止めがかかったと

ころではありますが、年度目標の60%には今一步達しなかったところです。本年度は昨年10月末時点で56.1%と前年同期と比較して0.9ポイント上回っており、あともう一息のところにありますので、残り少ないですが年度目標である60%達成を目指して、この国民年金収納対策を最重点事項として、様々な対策に取り組んでいるところであります。

日本年金機構においては、未納となっている方の特性に応じて、きめ細かく督促することで、納付や免除に結び付ける取り組みを行っていますが、これらの取り組みを効果的・効率的に行うためには、市区町村において保有されている所得関連情報を提供して頂くことが必要不可欠であり、今後とも所得関係情報の提供についてご理解とご協力をお願いいたします。

また、昨年4月より市区町村から日本年金機構に提出されます国民年金適用関係届情報の電子媒体化を推進しております。これは市区町村におかれましても事務の効率化に結びつくものと考えますので、是非ともご理解を賜るとともにご協力をお願いいたします。

さらに、現在、全国の政令指定都市を含め約1千市区町村に「ねんきんネット」を導入して頂きまして年金事務所への照会対応業務の軽減や市区町村における国民年金業務ICT化の基盤整備にご活用いただいております。未導入の市区町村におかれましては、是非とも早期導入に向け、ご協力をお願いいたします。

年金制度には、取り組むべき多くの課題がありますが、引き続き国民の皆様からの年金権の確保に向けて、日本年金機構職員が一丸となって取り組んで参りますので、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

特別寄稿

## 年金問題を考える

神奈川県立保健福祉大学 名誉教授 山崎 泰彦

山崎泰彦  
(やまさきやすひこ)

昭和20年広島県生まれ。専門は社会保障制度と政策。昭和43年横浜市立大学を卒業後、社会保障研究所(現国立社会保障・人口問題研究所) 研究員、上智大学講師・助教授・教授、神奈川県立保健福祉大学教授を歴任、平成23年より現職の同大学名誉教授に。

現在、公職として、共済組合連盟会長、社会保障審議会年金数理部会長、介護保

険部会長、原爆症認定制度の在り方に関する検討会委員、財政制度等審議会臨時委員、横浜市国民健康保険運営協議会会長、介護保険運営協議会会長、日本医療機能評価機構評議員、日本年金学会代表幹事なども務める。

## 【主な著書】

- ・『年金改革論』(共著) 東京大学出版会
- ・『年金・医療・福祉政策論』(共著) 社会保険新報社
- ・『社会保障の財源政策』(共著) 東京大学出版会
- ・『介護保険システムのマネジメント』(共著) 医学書院
- ・『介護保険制度・ゴールドプラン21』(編著) 東京法令出版
- ・『社会福祉』(編著) メヂカルフレンド社
- ・『医療制度改革と保険者機能』(編著) 東洋経済新報社
- ・『患者・国民のための医療改革』(編著) 社会保険研究所
- ・『社会保障』(編著) ミネルヴァ書房

## 抜本改革論の今

昭和36年4月の皆保険・皆年金の導入から53年になる。この間、皆年金体制の枠組みにメスを入れようとして、いくつかの抜本改革論が登場した。私の印象に残るのは、昭和52年の社会保障審議会(大河内一男会長)の建議による基本年金構想と、平成11年の経済戦略会議(小渕首相の諮問機関、樋口廣太郎議長)最終報告、そして民主党の一元化論である。

社会保障制度審議会の基本年金構想は、既存の制度とは別に、全額税方式による所得制限なしの普遍的年金を支給するもので、その後の2階建て年金を前提にした基礎年金税方式論への途を開いた。

一方、経済戦略会議最終報告は、「持続可能で安心できる社会保障システムの構築」として、政府の役割を、ナショナル・ミニマムを保障するセーフティ・ネットの整備に限定する。その上で、社会保障制度の持続可能性を高めるため、小さな政府を目指して、「公的関与を必要最小限に止め、民間活力を積極的に活用することによって、国民の自由で多様な選択が可能となる制度設計を行うこと」とし、基礎年金、高齢者医療、介護の税方式への切り替え、年金の2階部分(報酬比例部分)の民営化を

提案した。

いずれも当時大きな注目を浴びた提案であったが、少なくとも政治レベルの政策論としては過去のものになろうとしている。ここでは、この間の経緯を振り返った上で、現在の到達点を確認しておきたい。

## 税方式論

税方式か社会保険方式かは、教科書的な整理は容易にできるが、理論的に決着がつくものではない。

あえて言えば、税方式は社会責任に、社会保険方式は自己責任を基本におく。自己責任を基調とする市場経済・自由主義政治体制に適合的なシステムは社会保険方式だろう。自分で将来の不安に備えるという自助を共同化した共助のシステムだからである。

政策論からは、安定財源が確保できる社会保険方式の優位性は決定的である。増税、特に消費税のような大衆課税の困難性は政治家がいちばんよく知っている。国民からしても社会保険料の方が受け入れやすい。税であれ、社会保険料であれ、国民の負担であることには変わりはないとは言いが、決定的な違いがある。税負担で財源が賄われる公共サービスは無賃乗車ができるが、社会保険では入場料を事前に払わなければ給付を受けられ

ない。

充実した社会保障を実現する上でどちらが望ましいかは明らかである。誰もが負担を逃れたい税財源による税方式に適合的なのは、小さな社会保障である。

## 民営化論・積立方式論

民営化論を後押ししていたのは経済界だが、厚生年金基金をはじめとする企業年金や個人年金の財政悪化のなかで、いつの間にか沈静化した。今、民間企業では企業が財政責任を負わなくてすむ確定拠出型への移行が進む。積立方式への切り替え論も、現在の受給者を支えながら自らの将来の年金を準備するという、移行世代の「二重の負担問題」を解決できない。また、民営化論・積立方式論はいずれも想定を超える経済変動への対応が難しい。

政治的には、民営化論・積立方式論は自公民の主要3党がいずれも受け入れない。3党はともに、公的年金を主体

にした賦課方式の財政運営とすることにおいて一致している。

原理的には家族扶養を社会化したものが公的年金・社会保障である。そのときどきの総生産を人々がどのように分かち合うかという分配問題なのだから、たとえ積立方式を採用したとしても、少子高齢化の影響からの逃げ道はない。これは、社会保障制度改革国民会議の報告書でも引用した、ニコラス・バー氏の命題でも明らかである。

ただし、社会保障が担うのは国民生活の基礎的部分であって、それを超えるゆとりの部分への備えは、自助努力による以外にはない。しかし、一般の国民にとっては、そうした自助努力も、社会保障というしっかりした土台があってこそ可能になるものである。公的な年金や医療に代わるものをすべて、個人で民間の市場を通して、生涯にわたって安定的に確保するとすると、不可能だと言ってよい。

## 民主党案をどのように理解するか

民主党の年金改革構想は、平成11年当時は現行の2階建て年金を前提に、1階部分の基礎年金の税方式への切り替えを提案するもので、一定期間の居住要件のみで、一律平等な年金が全国民に支給される。

しかしその後、平成16年改正時、自公政権の改正法案に対する対決法案として民主党が提案したものは、社会保障方式の所得比例年金への加入を条件として最低保障年金を支給するもので、筆者からみれば明らかに社会保障方式を

前提にするものであった。つまり、低所得であって保険料が免除・軽減されたことにより、所得比例年金が一定額に満たない者について最低保障年金を支給するのだから、現行制度と同様に、無年金者・低年金者の発生が避けられないものであった。

当時、民主党は、歳入庁を創設し国税と社会保険料を一体的に徴収するので、現行制度のような未加入・未納の問題はありえないとしていた。しかし、仮に社会保険料を所得税にリンクして徴収し、非課税者は納付免除（ゼロ保険料）としたとしても、所得税そのものを滞納する者は社会保険料も未納になるのだから、無年金者・低年金者は解消されない。この問題について、立案の責任者であった古川元久氏は「税の世界には概念的には滞納はあり得ない」と国会で答弁されていたが、「概念的には」ということは、実態として存在することは否定しないということである。

社会保険の本質は拠出と給付の牽連性である。未加入・未納の期間分について最低保障年金から排除する民主党案は、社会保障方式の範疇に入る。しかし、民主党自身は、長い間そのことを党内ですら徹底しなかった。実際に、平成16年以降も、2階建て年金に似せて、最低保障部分を一階にして一定所得以上ではそれを低減させる図を描いていたこともあった。こうしてみると、民主党案に対する誤解を放置し、誰にも支給されるという税方式のイメージに便乗していたように私には思えた。民主党にとってはその方が有権者向けには有利であったに違いないが…。

## 未納・未加入による崩壊論

税方式論が脚光を浴びたのは、無年金者・低年金者の解消だけではない。未加入・未納による年金崩壊論が広まり、年金崩壊を回避する上からも税方式への切り替えが提案された。

しかし、未加入・未納は第1号被保険者に固有の問題ではあるが、基礎年金部分の財政はオールジャパンでプールされているから、基礎年金財政の中での比重は小さい。また、保険料が法定されている現行制度の下では、未加入・未納が増えても、保険料には直接的な影響はない。一時的に積立金とその運用収入に影響を及ぼすが、将来的には未加入・未納分の給付費の減少によってほぼ相殺される。

社会保障国民会議（平成20年）の試算によれば、保険料収納率別の最終的な所得代替率は、収納率65%のケースで51.1%、90%のケースで51.8%であった。こうした試算をもとに、社会保障国民会議は、「現行制度が未納問題のために、少なくとも財政的には破綻することはないということの意味している。ただし未納の問題は財政的な持続可能性には影響しないとしても、それ自体、無年金者を増加させるといった問題を持つことに留意すべきだ」とした。これは、年金制度のセーフティ機能強化の課題として今日まで引き継がれている問題である。

## 国民会議の「2段階論」

国民会議は、消費税の対象となる社会保障4分野のうち、一体改革関連法で積み残しになっていた医療・介護分野の



検討に重点を置いた。また、時間的な制約もあって、年金については中長期的な課題を整理したにとどまる。

そのなかで、議論があったのは、民主党案の取り扱いである。社会保障制度改革推進法では、自公と民主の対立点であった年金と高齢者医療制度の今後の在り方については、白紙で国民会議の議論に委ねることとしていた。その一方で、3党合意の「確認書」では、「あらかじめその内容等について3党間で合意に向けて協議する」となっていた。しかし、3党協議が平行線をたどったこともあって、結局、2段階論で収拾することになった。報告書(概要)は以下のように述べる。

「負担も給付も所得に応じた形の年金制度は、「一つの理想形」。しかしながら、正確で公平な所得捕捉や、事業所得と給与所得の保険料賦課ベースの統一等の前提条件は整っていない。現時点での政策選択としては、現実的な制約下で実行可能な制度構築を図る観点から行う必要。」

「年金制度については、どのような制度体系を目指そうとも必要となる課題の解決を進め、将来の制度体系については引き続き議論するという2段階のアプローチを採ることが必要。」

しかし、「理想形」の実現可能性をめぐっては、委員の間で相当な認識の違いがあった。清家会長の表現によれば、「近い将来」か「遠い将来」かという違いなのであるが、私には民主党案は実現不可能であって、将来の可能性として残すことは世の中を惑わすだけで、この際は将来の可能性としても斥けるべきだと考えた。

一般的には、被用者と自営業者を単一の所得比例年金に一元化する上で、自営業者の所得捕捉を徹底することが条件だとされる。しかし、所得捕捉を徹底した上でもなお、民主党案の賦課ベースである被用者＝給与収入と、自営業者＝経費控除後の所得という違いは超えられない障害なのである。量的な違いであれば所得捕捉の問題だが、質的な違いは超えられない。そういう趣旨の私の発言が、報告書では、「正確で公平な所得捕捉や、事業所得と給与所得の保険料賦課ベースの統一等の前提条件」と記述されている。

賦課ベースを統一するには、被用者を含めて「所得」で統一する以外はない。被用者であれば、自営業者の経費に相当するものとしての給与所得控除後の所得となり、しかも自営業者と同様に給与所得以外の恒常的所得を含む合計所得が賦課ベースになる。

この税法上の所得を賦課ベースとして、歳入庁が年金を含む社会保険料を税と一体的に徴収する。その場合、もはや特定の会社から得る給与収入に限定する被用者の独自性はなくなるから、被用者も自営業者と同様に、年金は第1号被保険者、医療保険は国民健康保険の被保険者になる。必然的に事業主負担を徴収する根拠もなくなる。民主党が目指す、職業の垣根を超えた「例外なき一元化」を実現するとすれば、これが究極の姿なのだが、それが望ましい将来像なのだろうか。

## パラダイムチェンジ

ところで、年金分野に関する国民会議報告書のいちばん

の功績は、「支給開始年齢を変えても、長期的な年金支給総額は変わらない」として、「支給開始年齢問題は、年金財政上の観点というよりは、一人ひとりの人生や社会全体の就労と非就労(引退)のバランスの問題として検討すべき」というメッセージを発したことである。

これは、従来の支給開始年齢問題の捉え方からすれば、大きなパラダイム転換なのだが、そのことが世間では十分には理解されていないようだ。

日本経済新聞の編集委員・大林氏は「年金の支給開始年齢を上げても年金の運営は楽にならない」というのは「珍説だ」とまで言い切る(「日経」、平成25年9月22日)。決して珍説ではなく、大林氏こそ従来の思考法に囚われ、平成16年改正によるパラダイム転換が理解できていないのである。

わが国では平成16年の改正により、100年単位で年金財政の収支均衡を図る仕組みを導入した。保険料については、段階的に引き上げた上で固定する。基礎年金の2分の1の国庫負担を消費税で確保する。積立金も給付財源に充てることとし、最終的には1年分程度を残すのみとする。これにより100年間の年金財源が確保される。その一方で、この財源の範囲内で収支が均衡するよう、年金を支える人口の減少や寿命の伸びに応じて、給付水準を自動的に下げる。

このように、保険料の上限固定と給付水準の自動調整を組み合わせ、財政均衡を達成する。こうして、負担増の抑制は政策課題から消え、同時に負担増抑制のための支給開始年齢の引き上げの必要もなくなった。

決まった財源の中では、支給開始年齢の引き上げは、年金を受給する期間を短くし、給付水準を引き上げることが意味する。支給開始年齢問題は、財政問題というより給付水準に連動するテーマになったのである。

では、給付水準はどうか。人口や経済の動向にもよるが、現在の見通しでは、妻の基礎年金を含む厚生年金の最終的な水準は、現役世代の手取り収入の50%近くにまで下がる。当初から予定された水準だが、

セーフティネット機能を重視する観点から、基礎年金の水準低下を懸念する声がある。私もその一人だ。

給付水準の低下を防ぐという観点からは、就労期間や保険料拠出期間を伸ばすとか、繰り下げ受給を選択すれば、水準低下を補える。現行制度では、受給開始を65歳から70歳に繰り下げれば約4割ほど年金額が増える。

また、長寿社会にあって65歳で引退・年金生活という姿が望ましいのかどうか、高齢

期の生き方の問題として、一人ひとりが考える必要がある。社会全体としても今後は、人口が減少するなかで、高齢者の就労促進が課題になる。

こうしてみると、支給開始年齢の問題は、給付水準にとどまらず、個々人の人生や社会全体の就労と非就労(引退)のバランスの問題としても検討されるべき課題になる。生涯現役社会の実現を展望しつつ、高齢者の働き方と年金受給の在り方について、幅広い議論が必要だ。

## 年金関連の情報

### 公的年金制度の加入者は6,700万人(平成24年度)

平成25年12月16日に厚生労働省より「平成24年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」が公表された。これによると、平成24年度末時点の公的年金制度全体の加入者は6,736万人で前年度末に比べて39万人(0.6%)減少した。うち、国民年金に関しては、第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)が1,864万人(対前年度末比41万人<2.1%減)、第3号被保険者が960万人(同比18万人<1.8%減)となっている。一方、厚生年金保険の被保険者数は3,472万人(同比20万人<0.69%増)で過去最多であった。

受給者数(延人数)をみると、公的年金制度全体で6,622万人(同比238万人<3.7%増)、うち

国民年金は3,031万人(同比118万人<4.1%増)、厚生年金保険3,154万人(同比106万人<3.5%増)で、いずれも過去最多となっている。

年金総額は、53兆2千億円(同比1兆円<1.6%増)で、こちらも過去最多であった。国民年金の老齢年金平均月額が5万5千円、厚生年金の老齢年金平均月額は15万1千円。

国民年金の実質的な収支状況は、支出が4兆3,145億円、収入(保険料・国庫負担分)が3兆8,616億円のため、4,529億円の赤字となっている。

### 社会保障費用は3%の伸び(平成23年度)

平成25年12月6日、国立社会保障・人口問題研究所は「2011

年度社会保障費用の概要」を公表した。社会保障費は、OECD(経済協力開発機構)基準による社会支出<sup>\*1</sup>、またはILO(国際労働機関)による社会保障給付費<sup>\*2</sup>でとらえることができる。

※1 社会支出：人々の厚生基準が極端に低下した場合に、制度を通して個人や世帯に対して行われる財政支援や給付(高齢/遺族/障害、業務災害、傷病/保健/家族/積極的労働市場政策/失業/住宅/その他)。

※2 社会保障給付費：①高齢、②遺族、③障害、④労働災害、⑤保健医療、⑥家族、⑦失業、⑧住宅、⑨生活保護その他、のいずれかのリスクやニーズに対して制度を通して行われる給付。我が国では「医療」「年金」「福祉その他」に分類。

### 社会支出

平成23年度の社会支出総額は

112兆437億円で、前年度より3兆1,242億円増、2.9%の伸びとなった。対国内総生産比は23.67%で、国際的にみるとアメリカよりは大きいがヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。

また、国民1人当たりの社会支出は87万6,700円、1世帯当たりでは226万4,300円であった。うち、最も支出が多いのが「高齢」の46.5%、次いで保健(32.4%)、遺族(6.1%)の順に多くなっている。

### 社会保障給付費総額

一方、社会保障給付費総額は、前年度より2兆8,156億円増、2.7%の伸びで107兆4,950億円となった。部門別にみると「医療」が3兆463億4千円(全体の31.7%)、「年金」が5兆362億3千円(49.4%)、「福祉その他」が2兆369億2千円(18.9%)であった。「福祉その他」には「介護対策」の7兆8,881億7千円(7.3%)が含まれる。全体の対前年度比の伸び率は0.91ポイントだが、「福祉その他」が0.39ポイントで最も高く、次いで「医療」「年金」となっている。

対国内総生産比は22.71%で、1人当たりの額は84万1,100円、1世帯当たりの額は217万2,400円であった。

なお、社会保障財源の総額は115兆6,566億円で対前年度比は5.5%の増加となった。内訳は、社会保険料(被保険者拠出・事業主拠出)が52.0%、公費負担(国庫負担・他の公費負担)が37.6%、他の収入が10.4%。

## 年金事業の運営の見直し等を審議— 第18回社会保障審議会 年金部会

厚生労働省は、平成25年12月18日に「第18回社会保障審議会年金部会」を開催し、①年金事業の運営の見直しについて、②次期財政検証の進め方について、③積立金運用のあり方について、の3点の審議を行った。うち、①②について紹介する。

### 年金事業の運営の見直しについて

#### ○年金個人情報情報の適正な管理

年金記録の正確性のためには年金個人情報の訂正手続を創設する必要がある。現在行われている仕組みは、①年金事務所での年金相談を契機とした記録誤りの訂正、②総務大臣への年金記録訂正のあっせんを求める申立てを契機とした訂正、③行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求を契機とした訂正、の3つであるが、①については被保険者等から資料の提示がない、②については臨時・緊急的な措置であり恒常的な仕組みではない、③については訂正請求の前に開示請求が必要なことから手続が複雑、などいずれも見直しが必要である。

また、これまでは「過去の国民年金事案」が中心だったが、現在は「厚生年金事案」が中心で事業主の届出漏れ・誤りに起因するものも多くなってきており、平成15年の総報酬制導入以降の事案が77%を占めていることから、訂正手続の創設は急務である。

このためには、次のようなことが求められる。

- ・被保険者が、厚生労働大臣に

対し、年金の原簿記録の訂正を請求することができる手続を年金制度に創設する。

- ・請求に係る事実関係をできる限り明らかにするため、厚生労働大臣が関係機関に資料の提出等を求める根拠規定を設ける。
- ・訂正決定に係る客観性・合理性を確保するため、民間有識者からなる合議体(審議会)の審議を踏まえて、厚生労働大臣は訂正決定を行う。
- ・訂正請求は処分性のある行政手続として整備されるため、処分に不服があれば、不服申立手続や司法手続への移行を可能とする。

また、以上の訂正手続の創設に加えて、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」など年金個人情報の情報提供の推進や、年金個人情報の厳格な保護と適切な利用提供範囲の検討も重要となる。

#### ○年金保険料の徴収体制の強化

年金保険料の徴収体制の強化のためには、公的年金は社会連帯の仕組みであり、国民年金保険料の納付は義務であることとの理解を促進するとともに、保険料納付のメリットをわかりやすく説明していくことがまず必要である。そのうえで強制徴収、説得・勧告、納付しやすい環境整備を行う。

具体的な納付率向上策としては次の8点が検討される。

- ・督促の促進及び強制徴収体制の強化
- ・徴収コストの滞納者負担(延滞金等)のあり方
- ・免除等における申請主義の見直し
- ・年金保険料の納付機会の拡大
- ・確実かつ効率的な収納体制の



## 強化

- ・ 関係行政機関との連携強化
- ・ 雇用形態など社会経済への変化への対応
- ・ 公的年金制度に対する理解の促進

なお、厚生年金については、国税庁に対して法人情報の提供を依頼する、関係省庁に協力を求めるなどを行い、働きかけを実施していく。

さらに、国民の利便性の向上の点で、住民税の申告義務がない人に対して免除申請手続の簡素化を図ることや、厚生年金・労働保険共通の滞納事業所に関する情報の一元管理も検討を要する。

## ◆保険料納付の意義

国民年金は、保険料を納めればその分年金が受けられ、納めなければその分年金が受けられないという仕組みを基本とした「自主納付」の考え方に立脚している。しかし、社会保険制度である公的年金は社会連帯の仕組みであり、「自主納付」とは「納めても納めなくてもよい」という任意加入とは異なる。現役時代に「支える責任」を果たした人が、老後等に「支えられる権利」を認められるという社会連帯の仕組みへの加入義務が全国民に課されており、国民年金法に「被保険者は、保険料を納付しなければならない」と規定されている。

## ◆滞納者への対応

滞納者を減らすために次のような取組みが行われている。

- ・ 保険料の納付への理解の促進  
⇒年金教育、広報など

- ・ 納付しない人への説得・勧告  
⇒電話、手紙、戸別訪問など
- ・ 納付しやすい環境整備  
⇒後納制度、口座振替の推進
- ・ 強制徴収  
⇒督促、差押など

## ◆保険料納付のメリット

- ・ 現在は月々約1万5千円の保険料で、月額6万5千円の年金を生涯受けられ、物価上昇にも対応しており、高齢となつてからの生活の大きな支えとなる。
- ・ 障害を負った場合や、遺族となった場合の保障も受けられる。
- ・ 保険料の納付は税制上も優遇されており、全額が社会保険料控除の対象となる。
- ・ 上乘せ給付のための付加年金や国民年金基金、個人型確定拠出年金の利用が可能になる。
- ・ 失業などで所得が低下した時も、支払能力に応じた多段階免除を受ければ年金の支給につながる。
- ・ 国民年金受給者が低年金・低所得に陥った場合、平成27年10月分から、年金生活者支援給付金を受けることができる。

## 次期財政検証の進め方について

国民年金及び厚生年金においては、少なくとも5年に一度「財政の現況と見通し」を公表することになっている(次回＝平成26年)。

## ○財政検証に用いる経済前提

平成16年改正により最終的な保険料水準を定めてその範囲内で給付を行ううえで、マクロ経済スライドが導入された。この給付と負担の均衡を図る仕組みの下で国民年金・厚生年金の長期的財政の健全性を検証する。

## ○経済モデルの建て方

マクロ経済に関する試算の枠組み(経済モデルの建て方)は、前回、前々回同様、経済成長率(実質GDP成長率)を算出することで、整合性のとれた経済成長率と利潤率を推計する。

## ○具体的な経済前提の設定

平成26年1月にとりまとめが予定されている日本再興戦略を踏まえた新たな労働力需給推計や、経済見通し・経済財政の中長期資産等を踏まえて、本専門委員会にて改めて議論を行い検討結果を取りまとめる。

## 年金記録問題に関する報告書(案)が取りまとめられる

平成25年12月20日、厚生労働省で「第9回年金記録問題に関する特別委員会」が開催され、年金記録問題に関する特別委員会報告書(案)が取りまとめられた。

これには「年金記録問題作業委員会」(平成20年1月22日～21年9月3日)と「年金記録回復委員会」(平成21年10月16日～25年1月17日)における審議経過も含めて整理され、『年金記録問題—正常化の軌跡と今後の課題—社会保障審議会 日本年金機構評価部会 年金記録問題に関する特別委員会 報告書

～』の課題で、主に次のような内容が報告されている。

1. 年金記録問題の事象パターンとそれらの概要
2. 年金記録回復のための作業基盤の整備
3. 年金記録問題の主な事象ごとの整備状況
4. 各種のお知らせ便の送付による記録の回復
5. 本人からの“確認のお申出”による記録の回復
6. 「未解明記録約2,112万件」のさらなる解明
7. 年金記録の回復処理の仕組みとその整備・活用
8. 事務処理誤りの現状と再発防止策
9. 年金記録回復の全体実績と投入経費の意義
10. 年金記録問題に関する今後の課題と対応方向のまとめ

特に10番目の課題については、再発防止策として「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」の活用による本人確認の呼びかけ、基礎年金番号の整備の徹底、事業主・自治体からの届出の電子化の促進など、厚生年金基金への情報提供などが挙げられた。また、平成26年度以降の年金記録問題への取組みとして、記録調査方法の確立と本人への注意喚起の働きかけが挙げられた。

本報告書は、平成26年3月に正式に厚生労働大臣に提出されることとなっている。

## 日・ハンガリー 社会保障協定が 発効される

平成25年12月17日（現地時間）

同日)、ハンガリーの首都ブダペストにおいて、「社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定」(日・ハンガリー社会保障協定。平成25年8月23日に署名)の効力発生のための外交上の公文交換が行われた。これにより、本協定は平成26年1月1日から発効する。

現在、企業等から相手国に一時的に派遣される企業駐在員などは、原則として、日本とハンガリーの両国の年金制度及び医療保険制度等へ二重加入しなければならない。本協定は、この問題を解決するために制定された。本協定によりこの二重加入の必要がなくなるほか、両国での加入期間を通算して、それぞれの国における年金の受給権を確立できるようになる。

### ◆我が国の社会保障協定

本協定は、我が国で発効する15番目の社会保障協定。

【これまで協定が発効している14ヶ国】

ドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、豪州、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス

### ◆本協定の対象となる人

- ハンガリーの在留邦人数  
1,347名
- 日本の在留ハンガリー人数  
507名

## アニュアルレポート 2012が音声でも 聞けるように

平成25年12月18日から日本年

金機構のホームページに「アニュアルレポート2012(概要版)」の音声データが搭載され、概要版のすべてが聴取できるようになった。

「アニュアルレポート2012(概要版)」は、日本年金機構が公的年金制度の確実な運営を目的として、その取り組みを年次報告しているもので、詳細版と概要版がホームページに掲載されている。概要版では、「平成24年度取組み実績の報告」に加えて、「基本理念と運営方針」「業務と組織の概要」「『気になる年金記録、再確認キャンペーン』について」「地域でのさまざまな事業展開」などが紹介されている。



## 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会 が設立される

「今日の公的年金制度の不安・不信を払拭するためにより積極的な普及・啓発活動を効果的・永続的に実施する」との趣旨のもとに平成25年12月10日、特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会が東京都の認可を受けて設立された。理事長は紀陸孝氏（日本年金機構前理事長）。